

鬼柳学校区適正配置検討地域協議会設置要領

第1 目的及び設置

子どもにとって持続的で適正な教育環境の実現に向けて策定する「北上市立学校適正配置基本計画」に地域の意見を反映させるため、鬼柳学校区適正配置検討地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

第2 業務

次に掲げる事項について協議し、意見を取りまとめ、北上市立学校適正配置基本計画策定委員会に意見書を提出するものとする。

- (1) 鬼柳学校区の子供たちを取り巻く教育環境について、現状把握を行い、持続的かつ適正な教育環境の実現に課題が認められる場合は、その解決に関すること。
- (2) 鬼柳学校区の学校適正配置に関すること。

第3 組織

地域協議会は以下の委員でもって構成し、必要に応じて追加するものとする。

- (1) 小学校児童保護者代表
- (2) 中学校生徒保護者代表
- (3) 鬼柳学校区内の未就学児童の代表
- (4) 鬼柳町自治振興協議会（地域づくり組織）代表
- (5) 鬼小学校長
- (6) 南中学校長
- (7) おにやなぎ保育園園長
- (8) 区自治会長会代表
- (9) 自治公民館連絡協議会代表
- (10) 自治協・教育文化振興委員会代表
- (11) 鬼柳町交通安全対策連絡協議会代表
- (12) 防犯協会鬼柳支部代表
- (13) 社会福祉協議会鬼柳支部代表
- (14) 鬼柳小学校PTA会長
- (15) 事務局代表

第4 委員の任期

委員の任期は意見書を提出するまでとする。但し、提出後新たに意見を求められた場合等にあつては、それが完了するまでとする。

第5 会長、副会長及び事務局

地域協議会に会長、副会長を各1名置くものとし、委員の互選により選出する。

鬼柳自治振興協議会内に地域協議会の事務局を置き、その代表者は会長が選任する。

第6 会議

意見書の取りまとめに向け、会議は2回以上開催するものとする。

会議は必要に応じて会長が招集し、会議の進行は会長が行う。

第7 補足

この要領実施に関し必要な事項は、会長が地域協議会に諮って定める。

附則

- 1 この要領は、令和7年5月9日から施行する。